

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年 1月17日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M グレーター・チャイナ・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## ・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成25年7月19日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ・【訂正の内容】

## 第一部【証券情報】

## (1) ファンドの名称

## &lt;訂正前&gt;

JPMグレーター・チャイナ・オープン(以下「当ファンド」といいます。)

(注)平成25年7月20日より「JFグレーター・チャイナ・オープン」から変更となります。

## &lt;訂正後&gt;

JPMグレーター・チャイナ・オープン(以下「当ファンド」といいます。)

## (5) 申込手数料

## &lt;訂正前&gt;

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率<sup>\*</sup>は、3.15%(税抜3.0%)が上限となっています。

\* (略)

(略)

(略)

\* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## &lt;訂正後&gt;

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率<sup>\*1</sup>は、3.15%<sup>\*2</sup>(税抜3.0%)が上限となっています。

\* 1 (略)

\* 2 平成26年4月1日より消費税率(地方消費税率を含みます。)が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.24%が上限となります。

(略)

(略)

\* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (9) 払込期日

< 訂正前 >

（略）

\* 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

\* 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

（以下略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

（3）ファンドの仕組み

< 訂正前 >

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成25年5月末現在）

（略）

大株主の状況（平成25年5月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成25年11月末現在）

（略）

大株主の状況（平成25年11月末現在）

（以下略）

#### 2【投資方針】

（2）投資対象

< 訂正前 >

（イ）委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（イ）において同じ。）に投資することを指図します。（JPMグレーター・チャイナ・オープン約款（以下「信託約款」といいます。））

（以下略）

< 訂正後 >

（イ）委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（イ）において同じ。）に投資することを指図します。（JPMグレーター・チャイナ・オープン約款（以下「信託約款」といいます。））

（以下略）

### （３）運用体制

<訂正前>

（略）

同チーム内で国別スペシャリスト（56名）と地域スペシャリスト（14名）が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

～（略）

運用部門から独立したJFアセット・マネジメント・リミテッドの内部管理部門（「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であるJPモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドから実務面の助力を得ている場合があります。）は、当ファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針・投資範囲・投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

為替ヘッジに関しては、当ファンドにおいて、JFアセット・マネジメント・リミテッドの助言に基づき委託会社の運用商品管理部門が為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のミドルオフィス部門により検証されます。

（以下略）

<訂正後>

（略）

同チーム内で国別スペシャリスト（60名）と地域スペシャリスト（15名）が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

～（略）

運用部門から独立したJFアセット・マネジメント・リミテッドの内部管理部門（「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員であるJPモルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドから実務面の助力を得ている場合があります。）は、当ファンドの運用成果、リスク水準の妥当性等のチェック、有価証券等の取引の適正性のチェック、および投資ガイドライン<sup>\*</sup>の遵守状況のモニターを行います。

\* 後記「3投資リスク」の「（２）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

為替ヘッジに関しては、当ファンドにおいて、JFアセット・マネジメント・リミテッドの助言に基づき、委託会社の運用商品管理部門が為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替ヘッジのための為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門によりモニターされます。

（以下略）

## 3【投資リスク】

### （２）投資リスクに関する管理体制

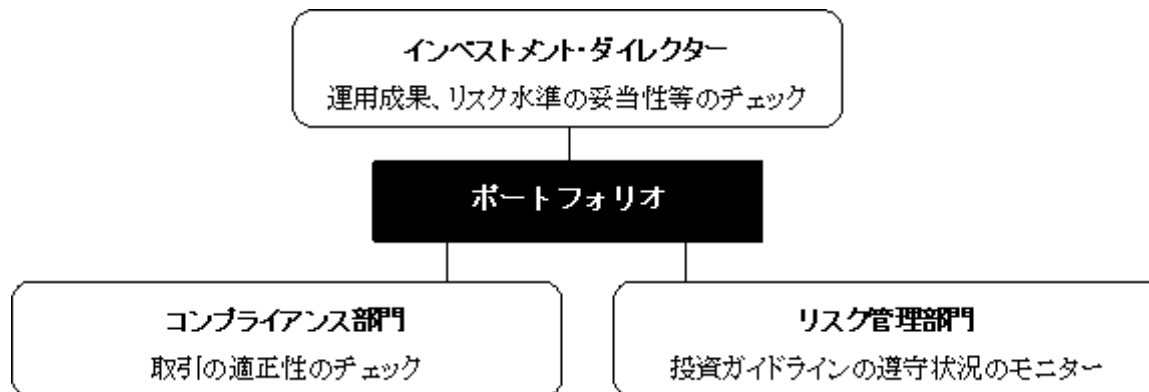
原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク（２）投資リスクに関する管理体制について、以下の内容に更新・訂正されます。

## &lt;更新・訂正後&gt;

## 運用委託先におけるリスク管理

以下は、当ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J F アセット・マネジメント・リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門（J P モルガン・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドから実務面の助力を得ている場合があります。）が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成25年9月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン<sup>\*</sup>の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

\* 「投資ガイドライン」とは、当ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

## 委託会社におけるリスク管理

委託会社のリスク管理部門では、投資ガイドラインの遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

## 為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

## 4【手数料等及び税金】

## (1) 申込手数料

## &lt;訂正前&gt;

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

（以下略）

## &lt; 訂正後 &gt;

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）が上限となっています。

<sup>\*</sup> 平成26年4月1日より消費税率（以下、地方消費税率を含みます。）が8%に上げられる予定です。その場合、手数料率は3.24%が上限となります。

（以下略）

## （3）信託報酬等

## &lt; 訂正前 &gt;

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665% （税抜0.73%）	年率0.7350% （税抜0.70%）	年率0.1050% （税抜0.10%）

（以下略）

## &lt; 訂正後 &gt;

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.6065%<sup>\*</sup>（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

<sup>\*</sup> 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、年率1.6524%となります。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります<sup>\*</sup>。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665% （税抜0.73%）	年率0.7350% （税抜0.70%）	年率0.1050% （税抜0.10%）

<sup>\*</sup> 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% （税抜0.73%）	年率0.7560% （税抜0.70%）	年率0.1080% （税抜0.10%）

（以下略）

## （4）その他の手数料等

## &lt; 訂正前 &gt;

（略）

## 2. 信託事務の処理および監査に関する諸費用を信託財産で負担します。

委託会社は、信託事務の処理および監査に関する諸費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該諸費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財

産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

<訂正後>

(略)

2. 信託事務の処理および監査に関する諸費用を信託財産で負担します。

委託会社は、信託事務の処理および監査に関する諸費用の支払いを信託財産のために行うことができません。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%<sup>\*</sup>(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円<sup>\*</sup>(税抜300万円)を上限とします。)を当該諸費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

\* 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.0216%を乗じて得た額(ただし、年間324万円を上限とします。)を当該諸費用とみなします。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年5月末現在成立しているものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%)<sup>\*</sup>となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

(略)

\* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となる予定です。

(ロ) 換金時・償還時

解約価額、買取価額および償還価額から取得費<sup>\*1</sup>を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%)<sup>\*2</sup>となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%)<sup>\*2</sup>の税率で源泉徴収されます。

\*1 (略)

\*2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となる予定です。

(ハ) (略)

(二) 少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)について

公募株式投資信託は平成26年1月1日以降、税法上の少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISA(ニーサ)をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株

式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA（ニーサ）をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）<sup>\*</sup>の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（略）

\* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年1月1日現在適用されるものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）<sup>\*</sup>となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

（略）

\* 平成49年12月31日までの税率です。

(ロ) 換金時・償還時

解約価額、買取価額および償還価額から取得費<sup>\*1</sup>を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）<sup>\*2</sup>となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（八）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）<sup>\*2</sup>の税率で源泉徴収されます。

\* 1（略）

\* 2 平成49年12月31日までの税率です。

(ハ)（略）

(ニ) 少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。な



お、NISA(ニーサ)をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)\*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

(略)

\* 平成49年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成25年11月20日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	香港	3,010,577,827	72.44
	台湾	986,473,562	23.73
	中国	97,046,249	2.33
	小計	4,094,097,638	98.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	62,502,208	1.50
合計(純資産総額)		4,156,599,846	100.00

(注1) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格(1)ファンドの目的及び基本的性格(2)ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成25年11月20日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	831,298	377.26	313,618,808	357.00	296,773,386	7.14
2	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	45,700	5,558.18	254,009,008	5,413.48	247,396,036	5.95
3	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	2,952,150	75.71	223,510,819	80.62	238,004,694	5.73
4	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	417,400	511.37	213,447,340	508.40	212,206,994	5.11

5	香港	中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	銀行	2,530,260	68.08	172,281,354	71.70	181,434,823	4.36
6	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	718,000	198.93	142,833,524	204.91	147,126,241	3.54
7	香港	香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	149,000	772.61	115,119,784	770.67	114,831,022	2.76
8	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	保険	116,000	764.04	88,629,635	903.10	104,760,528	2.52
9	香港	香港	株式	HUTCHISON WHAMPOA	資本財	79,000	1,247.94	98,587,481	1,244.19	98,291,484	2.36
10	香港	香港	株式	CHEUNG KONG	不動産	61,000	1,581.14	96,450,125	1,589.16	96,938,760	2.33
11	香港	中国	株式	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORP-H	エネルギー	1,039,200	79.63	82,751,925	90.31	93,850,983	2.26
12	香港	香港	株式	SANDS CHINA LTD	消費者サービス	117,600	736.05	86,559,762	736.44	86,605,344	2.08
13	台湾	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	58,000	1,346.19	78,079,555	1,467.10	85,091,800	2.05
14	中国	中国	株式	CHINA VANKE CO LTD-B	不動産	464,468	188.24	87,433,499	177.77	82,572,749	1.99
15	香港	中国	株式	CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD-H	銀行	663,000	115.37	76,494,022	121.96	80,862,662	1.95
16	香港	中国	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	自動車・自動車部品	133,500	653.62	87,258,643	600.78	80,204,130	1.93
17	香港	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	銀行	1,537,000	46.25	71,091,783	51.29	78,836,418	1.90
18	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	240,000	305.55	73,333,920	310.72	74,574,240	1.79
19	香港	中国	株式	WANT WANT HOLDINGS LIMITED	食品・飲料・タバコ	419,000	147.02	61,605,402	142.63	59,764,819	1.44
20	香港	中国	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	公益事業	214,000	264.47	56,597,093	277.78	59,444,920	1.43
21	香港	香港	株式	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	不動産	69,800	872.74	60,917,670	839.80	58,618,040	1.41
22	台湾	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	116,000	503.50	58,406,900	501.50	58,174,000	1.40
23	香港	中国	株式	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	半導体・半導体製造装置	1,654,000	31.13	51,500,928	34.49	57,057,045	1.37
24	台湾	台湾	株式	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	半導体・半導体製造装置	513,000	97.46	50,001,834	103.70	53,198,100	1.28
25	香港	中国	株式	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	エネルギー	170,000	265.50	45,136,020	308.78	52,493,960	1.26
26	台湾	台湾	株式	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	各種金融	365,300	141.84	51,817,074	142.46	52,040,638	1.25
27	香港	中国	株式	TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORP	食品・飲料・タバコ	168,000	274.55	46,124,400	291.34	48,946,128	1.18
28	香港	香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	141,000	322.87	45,524,782	333.33	47,000,376	1.13

29	台湾	台湾	株式	E.SUN FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	銀行	687,537	67.99	46,750,299	67.82	46,635,634	1.12
30	台湾	台湾	株式	CHINA STEEL CHEMICAL CORPORATION	素材	79,000	593.60	46,894,874	581.40	45,930,600	1.11

(注)上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格(1)ファンドの目的及び基本的性格(2)ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

### 種類別および業種別投資比率

(平成25年11月20日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	7.06
		素材	2.35
		資本財	2.36
		運輸	1.98
		自動車・自動車部品	3.86
		耐久消費財・アパレル	0.60
		消費者サービス	5.70
		小売	1.55
		食品・生活必需品小売り	0.66
		食品・飲料・タバコ	4.26
		銀行	16.21
		各種金融	1.25
		保険	10.34
		不動産	10.43
		ソフトウェア・サービス	5.95
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.72
電気通信サービス	1.96		
公益事業	4.21		
半導体・半導体製造装置	13.05		
合計			98.50

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

純資産の推移

平成25年11月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
14期	(平成16年4月26日)	30,469	30,469	0.5232	0.5232

15期	(平成16年10月25日)	27,933	27,933	0.4763	0.4763
16期	(平成17年4月25日)	23,038	23,038	0.4946	0.4946
17期	(平成17年10月24日)	15,824	15,824	0.5557	0.5557
18期	(平成18年4月24日)	18,814	18,969	0.7261	0.7321
19期	(平成18年10月24日)	16,690	16,690	0.7497	0.7497
20期	(平成19年4月24日)	17,417	17,570	0.9140	0.9220
21期	(平成19年10月24日)	23,479	23,642	1.4426	1.4526
22期	(平成20年4月24日)	14,846	14,846	1.0298	1.0298
23期	(平成20年10月24日)	5,771	5,771	0.5014	0.5014
24期	(平成21年4月24日)	7,919	7,919	0.6209	0.6209
25期	(平成21年10月26日)	9,892	9,892	0.8477	0.8477
26期	(平成22年4月26日)	8,944	8,944	0.8675	0.8675
27期	(平成22年10月25日)	6,766	6,766	0.8351	0.8351
28期	(平成23年4月25日)	6,417	6,417	0.9243	0.9243
29期	(平成23年10月24日)	3,910	3,910	0.6266	0.6266
30期	(平成24年4月24日)	4,272	4,272	0.7514	0.7514
31期	(平成24年10月24日)	3,941	3,941	0.7659	0.7659
32期	(平成25年4月24日)	4,536	4,626	1.0042	1.0242
33期	(平成25年10月24日)	3,995	4,070	1.0585	1.0785
	平成24年11月末日	4,086	-	0.8098	-
	平成24年12月末日	4,296	-	0.8793	-
	平成25年1月末日	4,736	-	0.9824	-
	平成25年2月末日	4,568	-	0.9586	-
	平成25年3月末日	4,528	-	0.9706	-
	平成25年4月末日	4,620	-	1.0130	-
	平成25年5月末日	4,568	-	1.0572	-
	平成25年6月末日	4,007	-	0.9512	-
	平成25年7月末日	4,111	-	1.0018	-
	平成25年8月末日	3,980	-	1.0024	-
	平成25年9月末日	4,120	-	1.0594	-
	平成25年10月末日	4,099	-	1.0729	-
	平成25年11月20日	4,156	-	1.1031	-

## 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0060
19期	0.0000
20期	0.0080
21期	0.0100
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000

25期	0.0000
26期	0.0000
27期	0.0000
28期	0.0000
29期	0.0000
30期	0.0000
31期	0.0000
32期	0.0200
33期	0.0200

## 収益率の推移

期	収益率（％）
14期	14.4
15期	9.0
16期	3.8
17期	12.4
18期	31.7
19期	3.3
20期	23.0
21期	58.9
22期	28.6
23期	51.3
24期	23.8
25期	36.5
26期	2.3
27期	3.7
28期	10.7
29期	32.2
30期	19.9
31期	1.9
32期	33.7
33期	7.4

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

## （４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
14期	17,584,411,378	22,891,954,642	58,237,716,649
15期	6,631,746,896	6,221,220,523	58,648,243,022
16期	724,984,078	12,794,763,360	46,578,463,740
17期	549,183,380	18,653,707,781	28,473,939,339
18期	6,075,929,476	8,636,889,665	25,912,979,150
19期	1,711,224,060	5,360,470,177	22,263,733,033
20期	3,602,499,629	6,810,599,688	19,055,632,974

21期	4,046,429,767	6,825,454,112	16,276,608,629
22期	1,609,091,968	3,469,492,285	14,416,208,312
23期	79,161,246	2,983,968,227	11,511,401,331
24期	1,819,103,671	575,610,753	12,754,894,249
25期	864,230,714	1,949,531,869	11,669,593,094
26期	243,163,611	1,601,199,674	10,311,557,031
27期	56,094,558	2,264,890,373	8,102,761,216
28期	48,769,059	1,208,859,357	6,942,670,918
29期	26,482,212	729,189,737	6,239,963,393
30期	6,578,739	561,229,634	5,685,312,498
31期	1,418,097	540,494,155	5,146,236,440
32期	4,726,546	633,296,047	4,517,666,939
33期	82,373,421	825,516,744	3,774,523,616

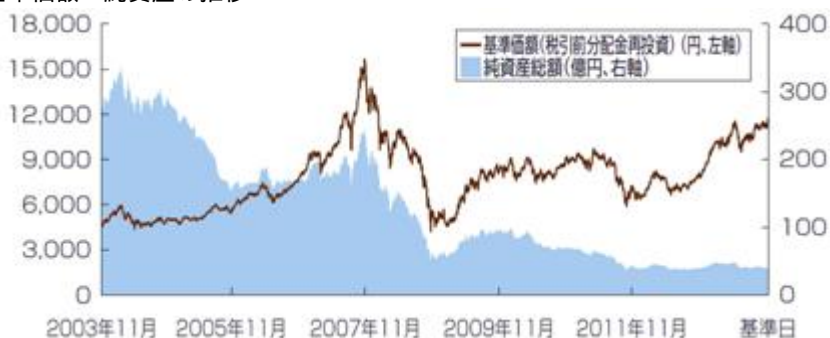
（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

### <参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年11月20日	設定日	1997年4月25日
純資産総額	41億円	決算回数	年2回

#### 基準価額・純資産の推移



#### 分配の推移

期	年月	円
29期	2011年10月	0
30期	2012年4月	0
31期	2012年10月	0
32期	2013年4月	200
33期	2013年10月	200
	設定来累計	640

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

\* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

\* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

#### 国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	53.5%
台湾	23.7%
香港	21.3%

#### 通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	74.8%
新台幣ドル	23.7%

#### 業種別構成状況

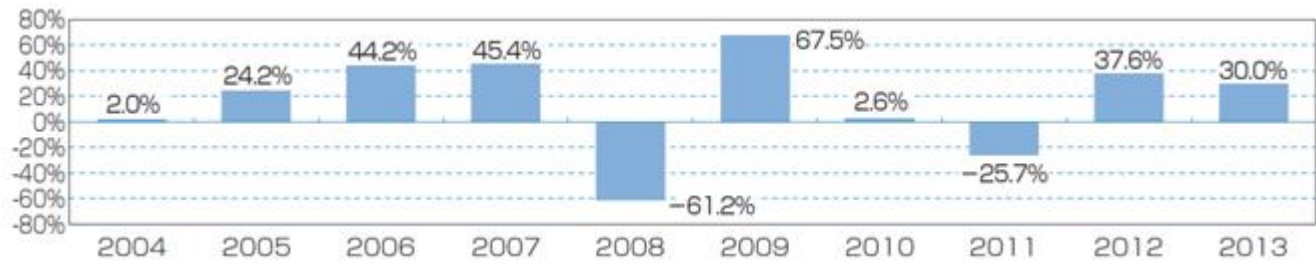
業種	投資比率 2
銀行	16.2%
半導体・半導体製造装置	13.1%
不動産	10.4%
保険	10.3%
エネルギー	7.1%
その他	41.4%

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	7.1%
2	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	6.0%
3	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	5.7%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	5.1%
5	中国工商銀行	中国	香港ドル	銀行	4.4%
6	中国海洋石油	中国	香港ドル	エネルギー	3.5%

7	銀河娛樂	香港	香港ドル	消費者サービス	2.8%
8	中国平安保險(集團)	中国	香港ドル	保険	2.5%
9	和記黃埔	香港	香港ドル	資本財	2.4%
10	長江實業(集團)	香港	香港ドル	不動産	2.3%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた収益分配金(税引前)) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

\* 2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年11月20日までのものです。

\* 当ページにおける「ファンド」は、「JPMグレート・チャイナ・オープン」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 1 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格(2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- 2 ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間（平成25年4月25日から平成25年10月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

当ファンドは約款変更を行い、平成25年7月20日付けで当ファンドの名称は「JFグレーター・チャイナ・オープン」から「JPMグレーター・チャイナ・オープン」に変更しました。



## 1【財務諸表】

## 【JPMグレーター・チャイナ・オープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第32期 (平成25年4月24日現在)	第33期 (平成25年10月24日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	61,651,559	174,670,035
コール・ローン	790,596	71,687
株式	4,460,001,410	3,908,998,323
派生商品評価勘定	300,098	1,878,596
未収入金	161,259,044	40,592,842
未収配当金	1,353,013	1,537,899
流動資産合計	4,685,355,720	4,127,749,382
資産合計	4,685,355,720	4,127,749,382
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	27,825	775,527
未払金	2,329,333	4,808,267
未払収益分配金	90,353,338	75,490,472
未払解約金	20,349,126	16,872,075
未払受託者報酬	2,312,516	2,234,636
未払委託者報酬	33,068,880	31,955,301
その他未払費用	462,443	446,869
流動負債合計	148,903,461	132,583,147
負債合計	148,903,461	132,583,147
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 4,517,666,939	<sup>1</sup> 3,774,523,616
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	18,785,320	220,642,619
(分配準備積立金)	2,403,380,011	1,975,036,201
元本等合計	4,536,452,259	3,995,166,235
純資産合計	4,536,452,259	3,995,166,235
負債純資産合計	4,685,355,720	4,127,749,382

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期 (自 平成24年10月25日 至 平成25年4月24日)	第33期 (自 平成25年4月25日 至 平成25年10月24日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	4,630,799	92,962,508
配当株式	-	583,751
受取利息	778	388
有価証券売買等損益	408,724,206	315,498,024
為替差損益	886,079,093	62,804,515
その他収益	-	8,369
<b>営業収益合計</b>	<b>1,299,434,876</b>	<b>346,248,525</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,312,516	2,234,636
委託者報酬	<sup>1</sup> 33,068,880	<sup>1</sup> 31,955,301
その他費用	<sup>3</sup> 8,345,069	<sup>3</sup> 10,349,060
<b>営業費用合計</b>	<b>43,726,465</b>	<b>44,538,997</b>
<b>営業利益</b>	<b>1,255,708,411</b>	<b>301,709,528</b>
<b>経常利益</b>	<b>1,255,708,411</b>	<b>301,709,528</b>
<b>当期純利益</b>	<b>1,255,708,411</b>	<b>301,709,528</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	91,697,843	24,846,588
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,204,540,221	18,785,320
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>150,300,244</b>	<b>484,831</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	150,300,244	24,974
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	459,857
剰余金減少額又は欠損金増加額	631,933	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	631,933	-
分配金	<sup>2</sup> 90,353,338	<sup>2</sup> 75,490,472
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>18,785,320</b>	<b>220,642,619</b>

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	第32期 (平成25年4月24日現在)	第33期 (平成25年10月24日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	5,146,236,440円	4,517,666,939円
期中追加設定元本額	4,726,546円	82,373,421円
期中一部解約元本額	633,296,047円	825,516,744円
計算期間末日における受益権の総数	4,517,666,939口	3,774,523,616口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0042円 (10,042円)	1.0585円 (10,585円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第32期 (自 平成24年10月25日 至 平成25年 4月24日)	第33期 (自 平成25年 4月25日 至 平成25年10月24日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	4,181,568円	75,143,205円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,724,614,341円	1,477,058,357円
分配準備積立金額	2,489,551,781円	1,975,383,468円
当ファンドの分配対象収益額	4,218,347,690円	3,527,585,030円
当ファンドの期末残存口数	4,517,666,939口	3,774,523,616口
1万口当たり収益分配対象額	9,337.44円	9,345.77円
1万口当たり分配金額	200.00円	200.00円
収益分配金金額	90,353,338円	75,490,472円
3 その他費用の内訳	カストディ フィー 7,882,626円 その他 462,443円	カストディ フィー 8,539,835円 その他 1,809,225円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的ならびに外貨建資産の為替変動リスクの回避を目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

## 金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、 時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価と しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、 一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価 額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第32期 (平成25年4月24日現在)	第33期 (平成25年10月24日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	366,871,336	345,776,392
合計	366,871,336	345,776,392

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (通貨関連)

区分	種類	第32期(平成25年4月24日現在)				第33期(平成25年10月24日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約 買建 アメリカドル	-	-	-	-	119,458,785	-	118,683,258	775,527
	売建 アメリカドル	146,000,000	-	145,727,727	272,273	127,000,000	-	125,876,874	1,123,126
	香港ドル	-	-	-	-	119,458,785	-	118,703,315	755,470
合計		146,000,000	-	145,727,727	272,273	365,917,570	-	363,263,447	1,103,069

## (注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて  
いる場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっており  
ます。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のう  
ち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買取相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買取相場の仲値により評価しております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買取相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買取相場の仲値により評価しております。
- 2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【 附属明細表 】

## 第 1 有価証券明細表（平成25年10月24日現在）

## (イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
香港ドル	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	170,000	20.55	3,493,500.00	
	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORP-H	953,200	6.10	5,814,520.00	
	CNOOC LTD	716,000	15.40	11,026,400.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	100,500	26.40	2,653,200.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	79,000	96.60	7,631,400.00	
	CHINA EASTERN AIRLINES CORPORATION LTD-H	614,000	2.73	1,676,220.00	
	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT COMPANY LTD-H	462,000	4.31	1,991,220.00	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	55,000	42.15	2,318,250.00	
	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD-B	2,200	13.70	30,140.00	
	DONGFENG MOTOR GROUP COMPANY LIMITED-H	206,000	11.44	2,356,640.00	
	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	138,500	50.75	7,028,875.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	157,000	59.80	9,388,600.00	
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	87,200	28.25	2,463,400.00	
	SANDS CHINA LTD	105,200	57.05	6,001,660.00	
	INTIME RETAIL GROUP COMPANY LIMITED	330,000	9.10	3,003,000.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	121,000	17.12	2,071,520.00	
	SUN ART RETAIL GROUP LTD	165,500	11.86	1,962,830.00	
	CHINA MODERN DAIRY HOLDINGS LTD	428,000	3.61	1,545,080.00	
	EURO-ASIA AGRICULTURAL HLDGS	5,642,000	-	-	
	TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORP	170,000	21.25	3,612,500.00	
	WANT WANT HOLDINGS LIMITED	459,000	11.38	5,223,420.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	1,417,000	3.58	5,072,860.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	139,500	25.00	3,487,500.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	2,903,150	5.87	17,041,490.50	
	CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD-H	666,500	8.94	5,958,510.00	
	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	2,500,260	5.28	13,201,372.80	
	AIA GROUP LTD	419,400	39.60	16,608,240.00	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS COMPANY	137,600	11.42	1,571,392.00	
	PICC PROPERTY AND CASUALTY COMPANY LTD-H	214,000	11.52	2,465,280.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	88,500	57.95	5,128,575.00	
	CHEUNG KONG	61,000	122.40	7,466,400.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	240,000	23.65	5,676,000.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	456,518	14.60	6,665,162.80	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS LTD	148,000	15.00	2,220,000.00	
	MIDLAND HOLDINGS LIMITED	424,000	3.05	1,293,200.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT COMPANY LIMITED	280,817	10.96	3,077,754.32	

	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	68,800	67.65	4,654,320.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	46,800	430.20	20,133,360.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	126,000	33.80	4,258,800.00	
	CHINA MOBILE LTD	53,073	80.15	4,253,800.95	
	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	758,000	4.07	3,085,060.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LIMITED	700,000	3.51	2,457,000.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	210,000	9.18	1,927,800.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	212,000	20.50	4,346,000.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP LTD-H	1,038,000	3.00	3,114,000.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,637,000	2.42	3,961,540.00	
小計	銘柄数 :	46		230,417,793.37	
				(2,896,351,662)	
	組入時価比率 :	72.5%		74.1%	
新台湾ドル	CHINA STEEL CHEMICAL CORPORATION	79,000	174.50	13,785,500.00	
	CHINA STEEL CORPORATION	139,000	25.80	3,586,200.00	
	TECO ELECTRIC & MACHINERY CO LTD	173,000	31.70	5,484,100.00	
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO LTD	139,650	78.50	10,962,525.00	
	MERIDA INDUSTRY CO LTD	30,000	220.50	6,615,000.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	266,038	55.40	14,738,505.20	
	E.SUN FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	677,537	20.00	13,550,740.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	366,300	41.75	15,293,025.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	351,457	28.50	10,016,524.50	
	HUAKU DEVELOPMENT CO LTD	101,000	86.30	8,716,300.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	131,170	61.30	8,040,721.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	115,000	148.00	17,020,000.00	
	INNOLUX CORPORATION	504,250	11.60	5,849,300.00	
	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	10,000	982.00	9,820,000.00	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	202,836	51.00	10,344,636.00	
	PEGATRON CORP	131,000	40.20	5,266,200.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	420,000	28.60	12,012,000.00	
	CHIPBOND TECHNOLOGY CORPORATION	71,000	60.90	4,323,900.00	
	MEDIATEK INC	57,000	396.00	22,572,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORPORATION	48,000	114.00	5,472,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	821,298	111.00	91,164,078.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORPORATION	811,000	12.80	10,380,800.00	
小計	銘柄数 :	22		305,014,054.70	
				(1,012,646,661)	
	組入時価比率 :	25.3%		25.9%	
合計				3,908,998,323	
				(3,908,998,323)	

(注) 各通貨計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成25年11月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,216,732,495	円
負債総額	60,132,649	円
純資産総額( - )	4,156,599,846	円
発行済口数	3,768,253,462	口
1口当たり純資産額( / )	1.1031	円



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（平成25年5月末現在）

（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（平成25年11月末現在）

（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年5月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	<u>72</u>	<u>943,411</u>
公募単位型株式投資信託	4	<u>42,970</u>
公募追加型債券投資信託	2	<u>461,137</u>
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	<u>59</u>	<u>535,404</u>
総合計	<u>137</u>	<u>1,982,922</u>
親投資信託	<u>61</u>	-

（注）百万円未満は四捨五入

&lt; 訂正後 &gt;

( 略 )

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年11月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。 )。

	本数	純資産額 ( 百万円 )
公募追加型株式投資信託	74	978,140
公募単位型株式投資信託	4	26,064
公募追加型債券投資信託	2	420,127
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	711,471
総合計	143	2,135,802
親投資信託	64	-

( 注 ) 百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第24期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,164,400	
有価証券			6,111,656	
前払費用			51,655	
未収入金			94,274	
未収委託者報酬			3,955,580	
未収収益			2,976,612	
関係会社短期貸付金			1,045,000	
繰延税金資産			512,087	
その他			6,968	
流動資産計			17,918,235	93.6
固定資産				
投資その他の資産			1,232,631	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		818,880		
長期預け金		189,700		
敷金保証金		41,117		
繰延税金資産		90,113		
その他		32,819		
固定資産計			1,232,631	6.4
資産合計			19,150,866	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			90,916	
未払金			2,932,829	
未払手数料		1,955,744		
その他未払金	1	977,084		
未払費用			967,798	
未払法人税等			992,730	
賞与引当金			781,817	
流動負債計			5,766,092	30.1
固定負債				
長期未払金			180,667	
賞与引当金			443,661	
役員賞与引当金			133,047	
退職給付引当金			3,907	
固定負債計			761,284	4.0
負債合計			6,527,377	34.1

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			9,393,785	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		9,360,109		
株主資本計			12,611,785	65.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			11,703	
評価・換算差額等計			11,703	0.1
純資産合計			12,623,489	65.9
負債・純資産合計			19,150,866	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,122,260	
運用受託報酬			3,667,881	
業務受託報酬			1,085,851	
その他			88,202	
営業収益計			12,964,196	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,861,719	
支払手数料		3,737,334		
調査費		1,613,857		
その他営業費用		510,528		
一般管理費			4,863,141	
営業費用・一般管理費計			10,724,861	82.7
営業利益			2,239,334	17.3
営業外収益	1	12,244		
営業外収益計			12,244	0.1
営業外費用	2	166,350		
営業外費用計			166,350	1.3
経常利益			2,085,229	16.1
税引前中間純利益			2,085,229	16.1
法人税、住民税及び事業税			973,592	7.5
法人税等調整額			260,821	2.0
中間純利益			1,372,457	10.6

## 重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>



項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 3,187 受取配当金 1,407	
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) 事務処理損失 153,469	

## （リース取引関係）

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	545,335	千円
1年超	857,548	千円
合計	1,402,883	千円

## （金融商品関係）

第24期中間会計期間末（平成25年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,164,400	3,164,400	-
(2) 有価証券	6,111,656	6,111,656	-
(3) 未収委託者報酬	3,955,580	3,955,580	-
(4) 未収収益	2,976,612	2,976,612	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,045,000	1,045,000	-
(6) 投資有価証券	818,880	818,880	-
(7) 長期預け金	189,700	189,168	532
資産計	18,261,830	18,261,298	532
(1) 未払手数料	1,955,744	1,955,744	-
(2) その他未払金	977,084	977,084	-
(3) 未払費用	967,798	967,798	-
(4) 長期未払金	180,667	180,160	506
負債計	4,081,295	4,080,788	506

（注）1．金融商品の時価算定方法

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

## (7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

##### (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によりしております。

##### (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

#### 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末(平成25年9月30日)

##### 1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	818,880	800,000	18,880

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 6,111,656千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第24期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,122,260	3,667,881	1,085,851	88,202	12,964,196

### 2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,714,778	2,249,418	12,964,196

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	224,357円75銭
1株当たり中間純利益金額	24,392円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,372,457千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,372,457千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

## (1) 受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社  
 資本金の額 30,000百万円（平成24年9月末現在）

(略)

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年5月末現在)	事業の内容
(略)		

(略)

## (3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
(略)		

(略)

&lt;訂正後&gt;

## (1) 受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社  
 資本金の額 30,000百万円（平成25年3月末現在）

(略)

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年10月末現在)	事業の内容
(略)		

(略)

## (3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
(略)		

(略)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月11日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMグレーター・チャイナ・オープン（旧ファンド名 JFグレーター・チャイナ・オープン）の平成25年4月25日から平成25年10月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMグレーター・チャイナ・オープンの平成25年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。